

7 地福第 759 号  
令和 7 年(2025 年)11 月 28 日

就労準備支援事業所長 様

長野県健康福祉部地域福祉課長

### 特定被保護者対象事業による支援について（通知）

「生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 21 号）が令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことにより、特定被保護者に対する就労準備支援事業、家計改善支援事業及び地域居住支援事業による支援が可能となり、この取扱いについて「特定被保護者対象事業による支援について」（令和 7 年 3 月 31 日付け社援地発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下、「国通知」という。）が発出されているところです。

については、特定被保護者対象事業の利用に係る手続きについて、下記のとおり示しますので、適切な事務処理にご配意をお願いします。

なお、県福祉事務所（小県福祉事務所を除く）、市生活困窮者自立支援制度担当課及び長野県社会福祉協議会事務局（信州パーソナル・サポート事業本部）、まいさぽ県センターには別添のとおり通知済みであることを申し添えます。

#### 記

##### 1 特定被保護者対象事業の利用手続

(1) 福祉事務所からまいさぽ（家計改善支援事業、地域居住支援事業の場合）又は就労準備支援事業所（就労準備支援事業の場合）への通知（生活保護法第 55 条の 11 第 1 項）

- ① 福祉事務所において被保護者の意向を確認した上で、特定被保護者候補者として整理し、まいさぽ又は就労準備支援事業者と事前調整を行う。
- ② ①の結果、特定被保護者対象事業による支援を実施することとなった場合は、様式 1 により、福祉事務所から、まいさぽ又は就労準備支援事業者あてに通知する。（通知をもって、特定被保護者対象事業の利用申込みとする。）

(2) 福祉事務所から特定被保護者への通知（生活保護法第 55 条の 11 第 2 項）

- (1) の通知を行った場合、様式 2 により、福祉事務所から、当該特定被保護者に通知する。

## 2 通知の遡及送付

改正法の施行（令和7年4月1日）以降、特定被保護者対象事業を利用している被保護者がいる場合で上記1（1）、（2）の通知をしていない場合は、令和7年4月1日以降初めて利用した日に遡って、それぞれ通知すること。（様式1～3）

## 3 その他

- （1） 特定被保護者が対象事業を利用する場合、自立支援計画の作成は不要となる。
- （2） まいさぽは、通知のあった特定被保護者に係る支援ツール入力時、「特定被保護者」のチェックボックスにチェックを入力し、家計改善支援事業の場合は家計再生プランを福祉事務所に提出すること。
- （3） 就労準備支援事業者は、就労準備支援プログラム計画書を福祉事務所に提出すること。

※特定被保護者に対する支援の進め方については、国通知を熟読の上、適切な事務処理に御配意願います。

(問合せ先)
担当 地域福祉課自立支援・援護係 高岡
電話 026-235-7094 (直通)
電子メール j-engo@pref.nagano.lg.jp